

令和5年2月 令和4年度第11回 始良市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月28日（火）午後1時30分～午後4時30分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室
3. 出席委員 農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1 番：小長野 誠 2 番：坂元 廣幸 3 番：本村 正一 4 番：福森 徳昭
5 番：牧野田 隆平 6 番：杉尾 敏憲 7 番：市藺 由美子 8 番：白尾 親昭
9 番：今村 逸子 10 番：野元 幸雄 11 番：堂前 澄男 12 番：西 泰行
13 番：川島 兼次 14 番：内飩 達也 15 番：平 富士夫 16 番：岩元 律子
17 番：松元 信道 18 番：夏田 恒 19 番：米迫 慎二
欠席委員（4 番：福森委員）（12 番：西委員）（14 番：内飩委員）

【農地利用最適化推進委員】

1 番：内村 幸雄 2 番：宇都 和義 3 番：扇藺 弘行 4 番：柚木 利雄
5 番：大重 孝司 6 番：上福元 克己 7 番：松永 政文 8 番：松元 健一
9 番：池端 隆志 10 番：新屋敷 幸一 11 番：中村 政芳 12 番：柳迫 勝美
欠席委員（ ）

4. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第3号 農地転用事業計画変更申請について
6. 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第6号 農地の利用目的変更願について
9. 議案第7号 非農地証明願について
10. 議案第8号 農地の利用状況調査に係る非農地確定について
11. 議案第9号 農地法第3条に係る下限面積要件の廃止について
12. 農地あっせんの経過報告
13. 農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
14. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 ・ 事務局長補佐兼農地係長 ・ 農地係主査 ・ 農地係主事
振興係長 ・ 振興係主任主査

	令和5年2月 令和4年度第11回始良市農業委員会総会議事録
事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議長	ただいまから、令和4年度 第11回 始良市農業委員会 総会を開会いたします。出席農業委員は、19名中、16名で、定足数に達しておりますので、本総会は 成立しております。本日は、4番、農業委員、12番、農業委員、14番、農業委員が、欠席であります。
	——— 会務報告 ———
議長	それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	〔事務局 説明〕
	——— 日程第1 議事録署名委員の指名 ———
議長	議事日程に 入ります。日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条第2項に規定する 議事録署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
委員	『異議なし』
議長	それでは、2番 農業委員、3番 農業委員に、お願いいたします。
	——— 日程第2 会議書記の指名 ———
議長	つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の、局長補佐 と、振興係長を、指名いたします。これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参

	与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案終了後に入室・着席していただきます。なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくお願いいたします。 ——— 日程第3 議案第1号 ———
議 長	それでは、日程第3、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。1番から29番までについて、事務局からの説明を求めます。
事務局	それでは、議案第1号、農地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。公告日は、2月28日、契約の始期は、3月1日を、それぞれ予定しております。契約年数につきましては、1年間で2件、2年間で1件、3年間で5件、5年間で5件、10年間で16件、合計29件、56,013.1㎡となっております。内容につきましては、総会資料の2ページになりますので、ご確認いただきたいと思います。以上で、第1号議案の説明を終わります。
議 長	それでは、これより、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から29番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から29番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から29番については、原案のとおり決定いたしました。 ——— 日程第4 議案第2号 ———
議 長	次に、日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から6番までについて、説明をお願いします。それでは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第2号、農地法第3条の規定による、許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は8ページです。今月の申請件数につきましては、6件となっております。先般、各担当委員におきまして、事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。1番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、船津の田が1筆、面積は、459㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、9番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、9番、農業委員です。調査報告いたします。令和5年2月20日、譲受人と現地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は本人と奥様の2名であります。農業用機械は、耕運機、田植え機、コンバインと全て揃っています。耕作者としても期待されている方でもあり、当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、蒲生町白男の畑が2筆、面積は、1,772

議 長	m²、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
委 員	ただいまの説明に関連して、10番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
議 長	はい、10番、農業委員です。調査報告いたします。令和5年2月19日、譲受人のビニールハウスを訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。お父さんが大農家であり、労働力、農業用機械等は、何ら問題はありません。農業経験も豊富であり、当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、豊留の畑が1筆、面積は、233m²、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員11番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員11番、推進委員です。調査報告いたします。令和5年2月19日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、〇〇より南へ、100mの位置にあり、現在は、野菜を栽培しております。労働力は、息子さんに譲ったとの事で、労働力は十分にあります。農業用機械は、トラクター、田植え機、軽トラックなど全て揃っています。現在、耕作面積は田んぼが1700m²で、畑が、今回のを合わせると、2,213m²で、当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡

議 長	人、〇〇、申請地は、寺師の田が1筆、面積は、257㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、推進委員10番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員10番、推進委員です。調査報告いたします。令和5年2月17日、譲受人と現地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、〇〇を経営しており、譲渡人の〇〇さんは、お得意様とのことで、買ってほしいと相談があり、購入を決めたとのことです。譲受人は、現在、30aを耕作しており、労働力は本人であります。農業用機械は、トラクター、草刈り機は揃っております。田植え機、コンバイン等は、リースで対応しているところです。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	5番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、平松の田が1筆、面積は、1,032㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員9番、推進員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員9番、推進委員です。調査報告いたします。令和5年2月18日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。現在、〇〇さんと、田を一緒に耕作しております。労働力は本人と奥様と両親の4名であります。農業用機械は、親の所有と合わせて、全て揃っています。申請地は、親の家の隣であり、現在も借りて、耕作しているとの事です。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。

議 長	次に、6 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	6 番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、蒲生町下久徳の田が1筆、面積は、5 6 5 m ² 、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員8番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員8番、推進委員です。調査報告いたします。令和5年2月17日、譲受人と現地にて、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、〇〇から南西へ、4 0 0 m程のところで、面積は、5 6 5 m ² 。譲受人は、農業と不動産業を営んでおります。農業用機械は、認定農家さんからのリースで対応し、日常の草刈等の管理にあたっております。労働力は、本人と奥さんの2人です。参考資料の99ページをご覧ください、利用目的変更の図面ですが、斜線が引いてある〇〇さん所有の5 6 1 m ² の畑ですが、左側の地番の記載がない、三角のところですが、周りは全部買収されています。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から6番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	はい、17番、農業委員です。確認ですが、5番について、説明では、面積が1,032 m ² ですが、本日の9号議案で下限面積の議案が出されていますが、本日のここでは、下限面積、2,000 m ² が生じるのでしょうか。確認です。
事務局	4月1日からの施行となりますので、本日と来月までは、2,000 m ² の下限面積が、該当します。
委 員	だから、どうなのですか。ここに書いてある事によると、2,0

	0 0 m²をクリアーしないことから、確認の為、質問しました。
事務局	現在の耕作面積と、今回の申請地を合わせると、下限面積の2, 0 0 0 m²を超えるところです。
議 長	よろしいですか。
委 員	はい、了解です。
議 長	他に、質疑ございませんか。それではお諮りいたします。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から6番について、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため、許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から6番については、原案のとおり決定いたしました。
	——— 日程第5 議案第3号(3件) ———
議 長	次に、日程第5、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について、議題に供します。1番から3番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第3号、農地転用事業計画変更申請について、ご説明いたします。総会資料は10ページになります。今月の申請件数につきましては、3件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、変更後の申請人は〇〇、申請地は、西餅田の田が2筆で、合計960 m²となっております。こちらの申請地のほうが、当初〇〇が、令和4年11月7日付けで、現場事務所と資材置場とのことで、令和5年3月31日迄の

議 長	一時転用にて、5条許可を取得しておりましたが、水路工事の工期延と施工業者の変更が生じたための変更となり、〇〇が引き続き行うこととなっております。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、18番、農業委員に、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての2番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、18番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約40mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が市道、南が雑種地、北が市道です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、令和5年8月31日までの一時転用で、農地に復元することです。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。 事務局 2番につきましてご説明いたします。当初計画者は、〇〇。事業継承者は、〇〇、申請地は、加治木町小山田の田が1筆で、422㎡を、当初、建売住宅との事で、平成30年8月7日付けで、5条許可を取得しておりましたが、今回、〇〇が事業継承することになり、今回変更後は、2筆にわかれているのですが、当初の許可後に分筆を行い、分筆をされた際に、小数点以下が切り捨てとなる関係で、同じ土地ですが、分筆前は、422㎡、分筆後は、421㎡と、差が生じております。事業継承者の目的も、同じ建売住宅とのことで、申請理由が、当初転用許可を取ったものが、廃業となったため、〇〇が、事業を継承したいとのことです。この後の議案第5号の7番の案件と関連があります。以上で説明を終わります。 議 長 ただいまの説明に関連して、2番、農業委員に、議案第5号、

	農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての7番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、2番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約570mの位置です。被害防除現況としましては、東が田と宅地、西が市道、南が宅地、北が田です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員として、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきましてご説明いたします。申請人は、当初計画者、事業継承者、共に〇〇、申請地は、大山の田が1筆で、1,556㎡のうち、355㎡となっております。こちらの申請地のほうが、令和4年10月5日付けで、現場事務所と資材置場とのことで、令和5年2月28日迄の一時転用にて、5条許可を取得しておりましたが、こちらも、水路工事の工期期間の延長により、一時転用の延長が必要となったための事業計画の変更となっております。この後の議案第5号の11番の案件と関連があります。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、3番、農業委員に、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての11番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、3番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、農用区分は農用地区域内農地であるが、一時転用に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約310mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が農

	道、南が田、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、令和5年3月31日までの一時転用で、農地に復元することです。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番から3番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	はい、11番、農業委員です。議案3号の3番ですが、ここは以前、産業廃棄物の関係で、県からの勧告があった場所かと思うのですが、もう済んでいるのですか。そして、また、事務所として貸し付けるとの事でいいのですか。
事務局	現在も、県に引き続き違反転用農地との事で、こちらで現地を確認し、県への報告を行っている状況であります。今回、公共工事の現場事務所を探す際に、この場所が、現場に近く、選定され、管理があまりされていない状況でしたので、業者が現場事務所として使う際に、整地され、きれいになれば、少しでも違反転用の解消にも繋がるのでは、とのことで、申請のほうを受けております。所有者に対しては、引き続き現地を確認し、管理をするよう、指導を定期的に行っているところですので、今回、現場事務所で、一部分ではありますが、きれいになっていますので、これを機に、更なる管理の指導をしていく方向で考えております。
議 長	他に、質疑ございませんか。それではお諮りいたします。議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番から3番について、原案のとおり意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番から3番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。 ——— 日程第6 議案第4号(4件) ———
議 長	次に、日程第6、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から4番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、11ページでございます。今月の申請件数につきましては、4件となっております。それでは1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、上名の畑が2筆で、1,460㎡です。農地区分は第2種農地区分。転用目的は山林となっております。今回、クヌギを植えて、山林としたい、との事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、11番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、11番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分については、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置ですが、〇〇から北東に約230mの位置になります。被害防除現況につきましては、東が里道、西が山林、南が里道、北が農道となっております。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項につきましては、特にございませぬ。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局	2 番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、西餅田の田が 3 筆で、合計 4 1 m²です。議案第 5 号の 1 3 番と関連がある案件で、一体利用で、全事業面積は、3 5 3 m²となっております。農地区分は第 3 種農地区分。転用目的は通路で、この後の、議案第 5 号の 1 3 番での駐車場への通路として利用する為との事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、1 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、1 番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分については、第 3 種農地であり、問題ありません。申請地の位置ですが、〇〇から西に約 3 0 0 m の位置になります。被害防除現況につきましては、東が転用許可地、西が池と沼、南が田、北が市道となっております。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項につきましては、特にございませ。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3 番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、西餅田の田が 1 筆で、6 8 9 m²です。農地区分は第 3 種農地区分。転用目的は、共同住宅 1 棟の建築で、共同住宅を 1 棟建築し、生活の安定を図りたいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、1 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、1 番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分については、第 3 種農地であり、問題ありません。申請地の位置ですが、〇〇から東に約 2 0 m の位置になります。被害防除現況に

	つきましては、東が水路、西が市道、南が雑種地、北が田となっております。申請実現の確実性でございますが、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項につきましては、特にございませ。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、東餅田の田が2筆で、108㎡です。隣接地と一体利用で、全事業面積は530.96㎡になります。農地区分は第3種農地区分。転用目的は、宅地の拡張です。自己所有地の宅地造成工事の際、残地が生じ狭小地になる為、造成し庭地を拡張して利用したいとの事です。隣接住宅地と一体利用で、500㎡を越えるため、理由書のほうを、参考資料の28ページのほうに、添付させていただいております。内容としましては、隣接地が宅地造成をおこなった際に、今回の申請地が、窪地になり形状も悪く、畑地としての利用が難しく、今回、土地の有効利用の観点から、一体で利用する計画たてたとの事での申請となっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、18番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、18番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分については、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置ですが、〇〇から東に約340mの位置になります。被害防除現況につきましては、東が宅地、西が田、南が5条申請地、北が一体利用地となっております。申請実現の確実性でございますが、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項につきましては、特にございませ。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。

議 長	これより、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。
	———— 日程第7 議案第5号(19件) ————
議 長	次に、日程第7、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から、19番について、説明をお願いします。なお、15番については、取り下げとなっておりますので、省きます。まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、12ページから17ページでございます。今月の申請件数につきましては、18件であります。1番につきまして、ご説明いたします。その前に、1点、資料の訂正をお願いします。参考資料の30ページ、転用目的につきましては、現場事務所、倉庫になります。申し訳ございません。借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、北山の田が1筆、面積は464㎡となっております。賃借権で、農地区分は第2種農地です。転用目的は、現場事務所と倉庫で、砂防等工事施工の為とのことです。参考資料の33ページに、始末書が添付されております。内容としましては、令和4年の11月頃か

議 長 委 員	ら、すでに現場事務所として使用しており、今回、指導により、追認での申請となっております。令和5年5月31日迄の、一時転用で、期間終了までに、農地に復元することの条件を付しての許可を予定しております。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、1番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、1番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約150mの位置です。被害防除現況としましては、東が山林、西が宅地、南が県道、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、令和5年5月31日までの一時転用終了までに、農地に復元することです。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、2番について、事務局の説明を求めます。 2番につきまして、ご説明いたします。借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の田が2筆、面積は960㎡となっております。議案第3号の1番との関連案件です。賃借権で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、現場事務所と資材置場で、始良市発注の排水路工事に伴う、現場事務所と資材置場の確保とことです。令和5年8月31日迄の、一時転用です。期間終了までに、農地に復元することの条件を付しての許可を予定しております。以上で説明を終わります。以上で説明を終わります。
議 長	本件につきましては、議案第3号の1番で、18番、農業委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。次に、3番について、事務局の説明を求めます。

事務局	3番につきまして、ご説明いたします。借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、寺師の畑が1筆、面積は725㎡となっております。使用貸借権で、農地区分は第2種農地です。転用目的は車庫と資材置場で、事業拡大の為、資材置場として利用したいとのことです。参考資料の39ページに始末書が添付されております。内容につきましては、既に一部、造成工事を着工しているとの事で、追認での申請となっております。また、参考資料の38ページのほうに、理由書のほうを、添付させていただいております。現在の所有者が、令和2年6月4日に、野菜栽培の為、3条申請でこちらの申請地を購入し、約3年あまり、野菜等を栽培しておりましたが、鳥獣被害により収穫ができず、栽培が困難であったところ、昨年の台風により、隣接地の事務所が崩れてしまい、置く場所を緊急的に探していたため、今回の申請地を選定し、転用申請に至ったとのことで、理由書を添付させてもらっています。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員10番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員10番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北東に、約270mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が雑種地、南が雑種地、北が畑です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員として、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田の田が1筆、面積は3

議 長 委 員	6 4 m²となっております。所有権移転で、農地区分は第 3 種農地です。転用目的は、一般住宅で、現在、借家住まいで手狭な為、自己の住宅を建築したいことです。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、推進委員 3 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、推進委員 3 番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約 8 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が雑種地、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、5 番について、事務局の説明を求めます。 5 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田の畑が 1 筆、面積は 2 6 3 m²となっております。使用貸借権で、農地区分は第 3 種農地です。転用目的は、一般住宅で、現在アパート住まいで手狭な為、父から土地を貸借し、一般住宅を建築したいとのことです。以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、推進委員 3 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、推進委員 3 番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約 6 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としま

	しては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	ここで、休憩にはいります。
議 長	次に、6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	6番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の田が1筆、面積は1,017㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、資材置場で、隣接する工場の資材置場として利用したいということです。許可の条件で、隣接地の排水路を確保することを付しています。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員9番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員9番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇の隣接地です。被害防除現況としましては、東が雑種地、西が田、南が田と雑種地、北が田です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、隣接地の排水路を確保することです。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、7番について、事務局の説明を求めます。
事務局	7番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町小山田の田が2筆、面積は421㎡となっております。議案第3号の2番との関連案件です。隣接地と一体利用で、全事業面積は、428.33㎡です。所有権移転で、農地区分は第2種農地です。転用目的は、建売住宅で、1棟の建売住宅を建築したいということです。以上で説明を終わります。

議 長	本件につきましては、議案第3号の2番で、2番、農業委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。
議 長	次に、8番について、事務局の説明を求めます。
事務局	8番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、鍋倉の畑が1筆、面積は161㎡となっております。隣接地と一体利用で、全事業面積は、668.57㎡です。所有権移転で、農地区分は第2種農地です。転用目的は、住宅拡張で、譲受けた中古住宅の宅地を拡張したいとのことです。参考資料56ページに顛末書が添付されております。内容としましては、現在の所有者の方が、昭和33年頃に家を建築した際に、すでに建物の一部が越境しておりまして、越境と庭とのことで、現在に至るまで使用していましたとの事です。今回宅地拡張とのことで、既存宅地を合わせると、500㎡を越えますので、55ページのほうに、理由書を添付しております。内容としましては、先ほどの顛末書と重なるところもありますが、昭和33年の建築当時から、庭として使用しており、今回、譲受人の方が、中古住宅を購入する時に、地目が畑であることが判明したため、現在、建物が越境していることも考慮して、今回の申請に至っております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、2番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、2番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南に、約100mの位置です。被害防除現況としましては、東が里道と宅地、西が山林と宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としてしましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としてしましては、許可意見

議 長	であります。以上で報告を終わります。
事務局	次に、9番について、事務局の説明を求めます。 9番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の田が1筆、面積は679㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、宅地造成で、2区画の宅地造成を行いたいとのことです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員9番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員9番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南に、約150mの位置です。被害防除現況としましては、東が水路、西が宅地、南が水路、北が私道と宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、10番について、事務局の説明を求めます。
事務局	10番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、松原町の畑が1筆、面積は311㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、一般住宅で、現在、借屋で手狭な為、自己の住宅を建築したいとのことです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、1番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、1番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南に、約300mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、11番について、事務局の説明を求めます。
事務局	11番につきまして、ご説明いたします。借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、大山の田が1筆、面積は1,556㎡に内の、355㎡となっております。議案第3号の3番との関連案件です。賃借権で、農地区分は農用区域内農地です。転用目的は、現場事務所で、現場事務所と仮設トイレ等を設置して空いたスペースは駐車場として利用したいとのことです。農用区域内農地とのことで、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件であります。令和5年3月31日迄の、一時転用で、期間終了までに、農地に復元することの条件を付しての許可を予定しております。以上で説明を終わります。
議長	本件につきましては、議案第3号の3番で、3番、農業委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。次に、12番について、事務局の説明を求めます。
事務局	12番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、蒲生町上久徳の畑が1筆、面積は708㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第2種農地です。転用目的は、資材置場で、資材置場としての利便性が良いと判断した為とのことです。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員8番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員	はい、推進委員 8 番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 2 種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南に、約 1 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が畑と山林と雑種地、南が里道、北が市道です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありませんが、南側に 2 級河川がありますので、土砂流出等がないように、と申し述べております。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、1 3 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	1 3 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の田が 3 筆、面積は 3 1 2 m²となっております。議案第 4 号の 2 番と一体利用で、全事業面積は、3 5 3 m²です。所有権移転で、農地区分は第 3 種農地です。転用目的は、月極駐車場で、申請地を取得して、月極駐車場にするとのことです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、1 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、1 番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約 3 0 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が転用許可地、西が池、沼、南が田、北が市道です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、1 4 番について、事務局の説明を求めます。

事務局	14番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、脇元の畑が1筆、面積は1.1㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、宅地造成で、申請地を取得し、1区画の宅地造成に利用するとのことです。隣接地と一体利用で、全事業面積は、240.18㎡です。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員9番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員9番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約240mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が雑種地、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、16番について、事務局の説明を求めます。
事務局	16番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町朝日町の田が1筆、面積は200㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、一般住宅で、申請地を買い受け、自己の住宅を建築する為とのことです。参考資料の80ページに顛末書が添付されております。現状が駐車場のよう状態になっており、昭和61年頃から、現在の所有者の母が、駐車場に造成し、以後、駐車場として、現在まで利用していました。との内容になっております。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、2番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、2番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約190mの位置です。被害防除現況としましては、東が駐車場、西が市道、南が宅地、北が駐車場です。申請実現の確実性としてしましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としてしましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、17番について、事務局の説明を求めます。
事務局	17番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田の田が5筆、面積は4,925㎡となっております。隣接の雑種地、公衆用道路、用悪水路等、いっしょに一体利用しまして、全体面積は5832.59㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、自社工場用地とのことで、1区画、工場と倉庫2棟の自社工場敷内の計画に至る為とのことです。全体面積が30アールを超えていますので、県農票委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。また、都市計画区域内で、3,000㎡以上の開発でもあり、都市計画法の開発審査を申請しております。転用許可も、開発許可が下り次第で予定しております。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、2番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、2番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約430mの位置です。被害防除現況としましては、東が水路、西が私道、南が雑種地、北が雑種地です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会

議 長	ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
事務局	次に、１８番について、事務局の説明を求めます。 １８番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、東餅田の田が１筆、面積は８０３㎡のうち、７７１㎡となっております。隣接の公衆道路と、このあとの、議案第５号の１９番との申請地と一体利用しまして、全事業面積は、２０２７㎡です。所有権移転で、農地区分は第３種農地です。転用目的は、宅地造成で、７区画の宅地造成を行いたいとのことです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、１８番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、１８番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約３００ｍの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地と市道、北が４条申請地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、１９番について、事務局の説明を求めます。
事務局	１９番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、東餅田の田が１筆、面積は１,０５７㎡となっております。隣接の公衆道路と、議案第５号の１８番との申請地と一体利用しまして、全事業面積は、２０２７㎡です。所有権移転で、農地区分は第３種農地です。転用目的は、宅地造成で、７区画の宅地造成を行いたいとのことです。以上で説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、18番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、18番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約300mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地と市道、北が4条申請地と田です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、15番を除く、1番から、19番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	はい、2番農業委員です。事務局にお願いですが、資料の33ページの〇〇の始末書、〇〇するのに事前に行う認識がなく、とありますが、〇〇さんは60年以上の業者です。以前、〇〇でも転用許可を取ったと思いますが、認識が無いというのは、おかしいのではないのでしょうか。そのあたりは、きつく指導したほうがよいのではないのでしょうか。
事務局	ご指摘ありがとうございます。現地調査をした際に、〇〇の方と話をし、このような時は転用するよう指導はしているのですが、との事でしたが、現実、無断で使っているケースもありますので、厳しく指導をしていきたいと思っております。
議 長	他に、ございませんか。それではお諮りいたします。議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、15番を除く、1番から、19番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、15番を除く、1番から19番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、11番、17番、につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。
	——— 日程第8 議案第6号(4件) ———
議長	次に、日程第8、議案第6号、農地の利用目的変更願について、議題に供します。1番から、4番について、説明をお願いします。まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第6号、農地の利用目的変更願について、ご説明いたします。総会資料は18ページでございます。今月の申請件数につきましては、4件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、蒲生町白男の田が1筆、1,664㎡のうち、832㎡となっております。残りの半分につきましては、既に、平成23年2月24日付けで、畑の変更が承認されており、今回、残りの半分も、畑にしたいとの事です。農地区分は農用地区域内農地です。変更後の使用目的は畑で、盛土をして、南天、千両を植えたいとのことです。以上で、説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、10番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、10番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、農用地区域内農地であります。申請地の位置は、〇〇から、西に、約280mの位置です。盛土は3m。被害防除現況としましては、東が水路、西が水路、南が田、北が水路となっております。土砂の流出対策有りです。申請実現の確実性としましては、南天、千両、松を植える計画であり、確実であります。条件およ

	び特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、鍋倉の田が2筆、1,207㎡となっております。農地区分は第2種農地です。変更後の使用目的は盛土をして畑で、田で、必要な時に水が来ない為、畑に変更し、栗、柿等を植えたいとのことです。以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、3番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、3番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。申請地の位置は、〇〇から、北に、約200mの位置です。被害防除現況としましては、東が水路、西が畑、南が田、北がため池となっております。申請実現の確実性として、営農計画書もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、蒲生町下久徳の田が1筆、561㎡となっております。農地区分は第1種農地です。変更後の使用目的は盛土をして畑で、申請理由は、隣接している畑と一体利用し、菜の花を栽培したいとのことです。また、条件につきましては、面積に応じた溜柵を設けて、排水に努めること、と条件に付したいと思います。以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員8番、推進委員に、調査

	の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員 8 番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 1 種農地であります。申請地の位置は、〇〇から、南西に、約 3 0 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が里道、南が田と畑、北が田となっております。申請実現の確実性としましては、営農計画書もあり、確実であります。条件および特記事項は、面積に応じた溜枒を設けて排水に努めること、です。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、4 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4 番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、土地所有者は〇〇、こちらが、議案第 2 号、農地法 3 条の 6 番で申請が同時になされた土地になります。申請地は、蒲生町下久徳の田が 1 筆、5 6 5 m ² となっております。農地区分は第 1 種農地です。変更後の使用目的は盛土をして畑で、隣接している畑と一体利用し、効率化を図りたいとのことです。3 番と同じように、排水対策に努めることとしています。以上で、説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員 8 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員 8 番、推進委員です。勘違いをしておりました。3 条を申請し、おりなかった場合はどうなるか、意見がでました。これは事務局から説明がありました通り、9 ページの 6 番、今月、あがってきましたので、このことについては、改良区に意見書を求められたときに、うまく伝わらず、これは、来月に回していただきたい。以上です。
議長	4 番を、来月に回してとの事ですか。
委員	はい、今月、3 条で申請が出ているのですよ。なので、この許

	可が下りてから、利用目的変更を出していただきたい。先月も問題にでましたので、来月に押してもらいたい、と思うところです。
議 長	一旦、休憩とします。
議 長	議事を再開いたします。事務局の答弁をお願いします。
事務局	先程、委員のほうからご指摘がありました、3条の申請をして、同じ総会で、畑に変更というのは、3条の許可が下りて、次の総会でするべきではないか、ということですが、今までの、3条で買った農地を、そのまま畑にしますよ という申請は、これまでもこのように受け付けているのが現状で、買う方が3条で買って、畑で使うんだと、3条申請を出されてきたとき、次の月に、畑の申請をだしてくださいとなった時に、申請には2カ月待たないといけない、との事で、3条申請の時に、すでに畑として使いたいとの計画で申請されます。3条ではすでに許可になっているのに、さらに1カ月間、何もできないとなると、不利益を被るのでは、との事で、今までも、畑で出す場合は、同時に提出してもらい、まず、3条の申請をして、3条で許可ができれば、畑への変更を審議するとの流れで、当然、3条で不許可ですであれば、当然、畑にすることもできないとの事で、これまで、やってきた経緯があります。今回についても、3条申請をして、畑に変えるとのことで、今回も、従来通り、畑の変更を審議していただきたいところです。
委 員	はい、推進委員8番です。今後の3条と、いわゆる、利用目的変更ですけれども、ずっとこの形でされますか。分けるということは、されないのでしょうか。
事務局	先程の説明にもありましたが、分けてしまうと、許可までに時間がかかり、基本的には分けない。一緒に出してもらおうとの事で、考えているところです。
議 長	よろしいですか。他の委員の皆さんからご意見は、ありません

	か。
委員	はい、８番、農業委員です。３条で取得をして、同時、並行で事務を進めるという事は当然のことだと、やはり、購入される方が、利用目的を、田んぼから畑にして、営農計画書も出しているとの事であれば、何ら支障がないのでは、と私は考えます。以上です。
議長	他にございませんか。
委員	はい、１７番農業委員です。先月も、この件につきまして質問がありましたが、こういう事が、色々あります。今日の場合は、営農計画書があり、営農計画書の内容については、先ほど、説明がありませんでした。営農計画書の詳しい中身については、皆さん、理解していないのではないかと、思います。
議長	他にございませんか。それでは、今まで通りで、賛成の方は、挙手をおねがいします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数との事で、今まで通りで決定いたしました。他にございませんか。
委員	はい、１６番、農業委員です。質問ですが、議案第６号の１番について、南天、千両、松を植えるとのことですが、お正月の門松で使う松を植えるということは、どのような植え方をするのか、教えてください。
委員	はい、１０番、農業委員です。現地を確認しまして、門松のために、現在のところは、短く切って植えていました。上には伸びないのでは との事でした。
委員	はい、１６番、農業委員です。畑にされて、そのようなものを植えることは、黒松は成長がはやく、大きくなるし、畑に植える

	のはどうなのかなと思い、植えてあるのではないのですね。
委 員	はい、１０番、農業委員です。一応、植えてあります。
委 員	はい、１６番、農業委員です。大きくなるのが早いので、田んぼの周りに植えてもいいのかな、と思ったところです。
委 員	はい、１０番、農業委員です。周りには、その方の田んぼしかなくて、大きくなって、周りに影響を及ぼすような状況では、日陰になるなどの状況ではありませんでした。
委 員	はい、推進委員８番です。議案第６号の４番、調査報告いたします。農地区分は、第１種農地であります。申請地の位置は、〇〇から、南西に、約３２０ｍの位置です。被害防除現況としましては、東が田と畑、西が里道、南が始良市道、北が田となっております。申請実現の確実性としましては、営農計画書もあり、確実であります。条件および特記事項は、面積に応じた溜柵等を設けて排水に努めること、です。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第６号、農地の利用目的変更願についての、１番から、４番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第６号、農地の利用目的変更願についての、１番から、４番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第６号、農地の利用目的変更願について

	の、1番から、4番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。 —— 日程第9 議案第7号(1件) ——
議 長	次に、日程第9、議案第7号、非農地証明願について、議題に供します。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第7号、非農地証明願について、ご説明いたします。総会資料は19ページになっております。今月の申請件数は1件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、土地の所在は、平松の畑が1筆で211㎡です。農地区分は、第3種農地で、現況は宅地であります。昭和52年に家が建築され、現在に至っているところとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員9番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員9番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地です。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約200mの位置です。現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が市道となっております。非農地として認める、やむえない理由としまして、宅地となってから、すでに20年以上経過しているもので、やむ得ないものと認めます。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第7号、非農地証明願についての、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。議案第7号、非農地証明願につい

	ての、1 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第7号、非農地証明願についての、1 番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。
	—— 日程第10 議案第8号 ——
議 長	次に、日程第10、議案第8号、農地の利用状況調査に係る非農地確定について、議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第8号、農地の利用状況調査に係る非農地確定について、説明いたします。利用状況調査は、夏の暑い時期、非農地確定調査は、なかには、雪の降る寒い日に、ご協力いただいた事もありました。皆様、ありがとうございました。それでは、総会資料の20ページをお開きください。夏場の利用状況調査において、区分の再生困難な農地として、判定をおこなった土地について、改めて、12月はじめから、1月中旬にかけて、再調査をおこなっていただきましたが、その結果、非農地として確定した土地について、まとめてございます。20ページの表にございますように、非農地確定の全体面積は、267,301㎡、筆数としては、377筆でした。該当の対象地については、集計表の次のページ、21ページからリストとして、計上しておりますので、ご確認ください。参考までに、再度、確定地については、457筆回りまして、そのうちの377筆が、非農地確定となっております。以上、ご審議、よろしくお願いします。
議 長	これより、議案第8号、農地の利用状況調査に係る非農地確定について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕

議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 8 号、農地の利用状況調査に係る非農地確定について、原案のとおり確定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 8 号、農地の利用状況調査に係る非農地確定については、原案のとおり、確定いたしました。 ——— 日程第 11 議案第 9 号 ———
議 長	次に、日程第 11、議案第 9 号、農地法第 3 条に係る下限面積要件の廃止について、議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 9 号、農地法第 3 条に係る下限面積要件の廃止につきまして、ご説明いたします。先月の最適化推進会議のほうで、情報提供をさせていただきましたが、今まで、下限面積を 20 アールで設定しておりました。先月の参考資料を、帰ってからでも、見ていただければですが、改正法の施行に伴い、その効力が失われるという事で、別段、面積を本市では定めておりましたので、公示している農業委員会については、改正法の施行前までに、廃止をする公示の手続き等を行うことが適当です というような指示がございましたので、今月の議案にのさせていただきます。23 ページをご覧ください。これまでは、平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部、または一部について、これらの面積の範囲内で、別段の面積を定め、農林水産省で定めるところにより、これを公示した時は、その面積を、農地法第 3 条、第 2 項、第 5 号の下限面積として、設定できることとなっており、先ほど申し上げましたが、令和 4 年度は 20 アールと、しております。しかし、令和 5 年 4 月 1 日からは、一部改正とのことで、農地法第 3 条、第 2 項、第 5 号で「規定されている下限面積が削除される」との事で、いままでの下限面積は適応されなくなりました。

議 長	た。従って、農地法第3条に係る下限面積要件は、廃止としたいという内容でございます。ご審議の方、よろしくお願いします。
	これより、議案第9号、農地法第3条に係る下限面積要件の廃止について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	はい、17番、農業委員です。3条申請との関係、色々ありますが、先般、先月ですが、研修会もあったのですが、3条の扱いについては、下限面積の撤廃については、そういうことなので、やむをえない。3条の取り扱いについては、今後、先ほどからの議論もありますが、先月の研修会時の資料、帰ってからでいいのですが、21ページを見てもらいますと、下限面積の撤廃の背景は、投機的な目的を排除すると、今後、人農地プランの延長線ですけれども、国の方でも色々検討している模様との事もありまして、例えば、都市計画区域内においては、定年中。定年後、色々な人もいらっしゃるの、この辺については、農業振興地域外ではですね、いいのではないかと。事務局にお願いですけど、3条の許可の要件とか色々な意見もありますが、3条の許可運用については、当委員会では、こうしようとか、おそらく、色々あるかと思います。この下限面積の設定については、やむをえないですが、3条許可の扱いについては、何か、運用とか決めておいたほうが、農業委員も推進委員も、新しく変わる方もいらっしゃるの、これについては、県の動き、国の動き等を感知して、扱いについては、われわれにもわかりやすいように、説明してほしいと思います。以上です。要望です。
事務局	今おっしゃられたように、国や県の動向を見ながら、ということになるかと思います。情報が来ましたら、随時、皆様方にも、お流ししたいと思います。その内容をもって、運用をしていくとのことで、ご理解いただければと思います。
議 長	17番、農業委員、よろしいでしょうか。
委 員	はい。

議 長	他に、ございませんか。それでは、お諮りいたします。議案第9号、農地法第3条に係る下限面積要件の廃止について、原案のとおり了承することに、賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第9号、農地法第3条に係る下限面積要件の廃止については、原案のとおり了承することに、決定いたしました。
	——— 日程第12 ———
議 長	次に、日程第12、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まずは、事務局からの報告をお願いします。
事務局	それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。1ページの3番、〇〇さんの申請地の下段から2番目の〇〇ですが、今月の2号議案3番で、所有権移転がされました。2ページの15番、〇〇さんですが、確認したところ、買い手が決まったとのことでしたので、耕作されている方は、肥料の発注等準備がありますので、早めに耕作者に連絡してくださいと、お願いしたところです。
議 長	委員のみなさまから、何か報告等ございませんか。
委 員	はい、推進委員12番、推進委員です。確認をしてほしいのですが、18番と24番、〇〇さんは、生産基盤を北山に移しているのですが、これは、まだ生きているのか確認です。また、25番の〇〇さん、中津野で2反程借りたいとのことで、この方とは、中津野をいっしょに、ここと、ここと、ここと空いていますよと、一緒に廻ったのですが、その後が全然進展していないので、これもまだ生きているのか、確認していただきたい。後任の為にも。
事務局	はい、確認したいと思います。

委員	はい、15 番、農業委員です。18 番と 24 番の件につきまして、私の知る範囲で、照会いたします。〇〇さんは、北山から 3 月をもって、〇〇のほうに移動される予定です。今後どう変わっていくかはわかりませんが、移動先の〇〇のほうで、確保できるのではないかと思います。この件に関しましては、本人確認はできていませんが、間接的に情報をいただいておりますので、お繋ぎしておきます。以上です。
議長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委員	〔発言 無〕
議長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。 ——— 日程第 13 ———
議長	次に、日程第 13、農地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の報告を求めます。
事務局	それでは、農地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。2 月は 14 件、提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約 2 月分を、のちほど、ご覧ください。以上で、報告を終わります。
議長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委員	はい、15 番、農業委員です。合意解約のなかで、13、14、解約で、中間管理事業の為という事でございますが、もう少し具体的に教えていただければ、と思っております。合意解約で、これに類することがあり、今後、どうなるのか教えていただければ、管理事業の利用権で、色々あったものですから、参考になればと思い、よろしくお願いします。

事務局	13、14 ですが、これはいったん解約して、中間管理事業で、長き 10 年ぐらいの農業委員会で設定していた利用権を解約し、新たに中間管理事業でのほうが、集落にも助成金がでますので、よいかと。
委員	よくわかりました。私の直面する問題とは、少しずれておりましたので、自身でも、もう少し調査します。
委員	はい、推進委員 5 番、推進委員です。〇〇は、中間管理機構には入っておりますが、物納をお金にかえたので、いったん解約しました。〇〇さん、以前、私が耕作しておりまして、物納でしたが、市内までで大変でしたので、金銭にしてくれとの事でしたので、中間管理機構にはいつていただいて、通帳から引き落としとのことで、やっていた次第です。以上です。
議長	他にございませんか。それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。 ——— 日程第 14 ———
議長	次に、日程第 14、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
委員	〔委員から〕
議長	事務局からは、何かありませんか。
事務局	〔事務局から〕
議長	他にありませんか。それでは、以上をもちまして、令和 4 年度、第 11 回始良市農業委員会総会を、閉会いたします。
事務局	姿勢を正してください。一同礼。

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____